

# 後期 基本計画

- 第1章 自然と共生した安心で快適なまちづくり
- 第2章 にぎわいと住みやすさのあるまちづくり
- 第3章 地域資源を活かした産業の力みなぎるまちづくり
- 第4章 豊かな心と学びを育むまちづくり
- 第5章 健やかで笑顔のある支えあいのまちづくり
- 第6章 協働で築く地域力のあるまちづくり

## 政策1 環境との共生の推進

### 施策1 豊かな自然環境の保全

#### 現況と課題

本市の特徴である山・川・海の豊かな自然環境はかけがえのない財産であり、私たちには、この財産を次の世代に引き継いでいく責務があります。また、自然環境は、産業を支える資源のみならず、地球温暖化の抑制や人々に安らぎを与え、心身の緊張をほぐす保健休養の場になるなど、多面的な機能を有しています。

しかしながら、鳥獣被害による植物等へのダメージや、外来生物による生態系への影響が懸念されるとともに、担い手不足などによる農地の管理が不十分な状況が見受けられます。このため、里山の環境を保全するため、制度を活用した地域活動の促進を図っていくことも必要です。

また、本市の特徴である豊かな自然は、市の財産であるという認識に立ち、特に自然に触れ合う機会が減少傾向にある次世代を担う子どもへ環境学習の機会を増やすなど、市民がこの豊かな自然環境の保全に向けた意識の醸成を図っていくことが最も重要です。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
自然学習の実施校数等の拡大	保育所12所、小学校12校、 中学校1校（H30まで）	保育所、小・中学校（全校）
中山間地域等直接支払制度の実施農地面積	521.5ha（H31）	521.5haを維持
多面的機能支払制度の実施農地面積	1,446.1ha（H31）	1,446.1haを維持

#### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30～R9
農業振興地域整備計画	R2	—

## 主な施策

施策名	内容
1 自然環境に対する 住民意識の啓発	<p>①子どもへの自然学習の取り組み強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 子どもの頃から自然に親しむ「水辺の楽校」等や学校教育の総合学習など、自然学習への取り組みを強化します。</li> </ul> <p>②市の広報活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 広報誌やホームページ、フェイスブック等を通じた情報発信の充実に努め、市民の環境に対する意識醸成を図ります。</li> </ul>
2 地域による環境保 全	<p>①人と鳥獣の良好・適正な環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 防護柵の設置と捕獲の促進、捕獲の担い手の確保・育成により、鳥獣被害対策を強化します。</li> </ul> <p>②地域における環境保全活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• これまでの地域活動による美化活動に加え、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払制度の活用を促進します。</li> </ul> <p>③特定外来生物</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 栽培や販売が禁止されているオオキンケイギクなどの特定外来生物の情報等、市民へ周知の徹底を図るとともに、駆除対策に向け、取り組みを進めます。</li> </ul>
3 公害防止対策の推 進	<p>①未然防止の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 騒音・振動・悪臭の防止や有害化学物質の汚染防止に向け、公害に関する知識や各種法令等の普及啓発に努めます。</li> </ul> <p>②苦情処理体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 公害の発生源の調査をはじめ、苦情相談に適切に対応するため、関係機関との連携を強化します。</li> </ul>



## 施策2

# 美しい水環境・景観の形成

### 現況と課題

豊かな森林とそこで育まれた清らかな水が、四季折々の美しい風景を映し出す河川や田畑に流れ込み、本市の特徴である豊かな自然環境を象徴しています。

この豊かな自然環境の中においても、四万十川は、川本来の原風景が保たれ、広大な汽水域に200種類を超える水生生物が生息し、今もなお、アユ漁やアオノリ漁、ゴリ漁といった人との関わりの文化が残されている貴重な川です。

このことが評価され、平成21年に上流・中流・下流の5市町（津野町、梶原町、中土佐町、四万十町、四万十市）の流域が「重要文化的景観」として、文化庁より選定されました。流域という単位で選定されるのは我が国初のことであり、大きな期待と注目を集めています。

しかしながら、近年、社会資本の整備や生活様式の変化に伴い、流域の自然も徐々に変わりつつある中、地域の特徴的な景観が損なわれることが危惧されており、今後、景観計画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図っていく必要があります。

また、貴重な水産資源でもあるアユ、スジアオノリの漁獲量は減少しており、各種調査・研究によるデータを収集し、生態系の保全に向けた対策も必要となってきました。

今後、美しい河川環境の保全を図るためには、森林や農地からのアプローチに加え、景観保全など、総合的な対策が必要であるため、引き続き、産・学・官・民による連携や協働がますます重要となっています。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
生活環境の保全に関する環境基準（河川）項目類型	AA (H30)	AA
特別栽培米基準以上面積	77.2ha/年 (H30)	100ha
市有林間伐実施面積	75.15ha/年 (H30)	100ha/年
公共下水道接続率	92.0% (H30)	93.0%

### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30～R9
四万十川景観計画	H30	—
四万十川流域の文化的景観（保存調査報告書・保存計画書）	H20	—

## 主な施策

施策名	内容
1 清流の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>①水質調査の継続 <ul style="list-style-type: none"> <li>・四万十川や各河川の定期的な水質の調査を実施し、河川環境の監視体制を継続します。</li> </ul> </li> <li>②環境に配慮した農業の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水田からの濁水対策や減農薬農法など、環境に配慮した農業の推進を図り、河川的环境保全に努めます。</li> </ul> </li> <li>③間伐による森づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林経営計画に基づき、適切な間伐による長期的かつ計画的な森林育成を促進します。</li> </ul> </li> <li>④未整備森林の整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林環境譲与税を活用し、未整備森林の整備を推進します。</li> </ul> </li> <li>⑤協働による保全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・四万十の日実行委員会や四万十市民憲章推進協議会と協働し、清流保全を目的とした「しまんとA1」の推進、濁水防止のための止水板配付など官民一体となった取り組みを進めます。</li> <li>・四万十川総合保全機構を構成する流域4町や広見川流域市町と歩調を合わせ清流保全対策の充実に努めます。</li> </ul> </li> <li>⑥排水対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止のため、公共下水道及び農業集落排水への接続率の向上に努めるとともに、合併処理浄化槽の普及を促進します。</li> </ul> </li> </ul>
2 水辺景観と生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>①河川美化活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・美しい水辺環境の創出と維持のために、ボランティアを中心とした市民の力による美化活動の推進に努めます。</li> </ul> </li> <li>②景観の保全・活用 <ul style="list-style-type: none"> <li>・四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の周知徹底を図るとともに、景観計画や文化的景観の整備活用計画により、景観の保全・活用を図ります。</li> </ul> </li> <li>③生態系の保全 <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関における各種調査・試験によるデータを収集し、アユ、スジアオノリ等の生態系の保全に努めます。</li> <li>・四万十川入田地区のアユの瀬づくりや汽水域の浅場の再生等に向け、官民が一体となった四万十川流域の生態系保全の促進を図ります。</li> </ul> </li> </ul>

## 施策3

# 循環型社会の構築と地球温暖化の防止

### 現況と課題

21世紀は「環境の世紀」とも言われ、我が国のみならず世界的に取り組むべき重要課題となっています。

四万十市は、四万十川をはじめ豊かな自然環境に恵まれた地域であり、この基本財産を後世に残し、伝えていく責務があります。

四万十市環境基本条例に基づき、平成20年に環境基本計画を策定し、市民、事業者、市などが協働しながら、総合的かつ計画的に環境保全に関する取り組みを進めるなかで、ごみの排出量の減少やリサイクル率の向上に一定の成果が表れてきました。

こうした中、この計画の期間終了に伴い、本市の現状や課題を踏まえ、平成29年度に「第2次環境基本計画」を策定しました。今後も、この計画に基づき、前期同様3者を中心に協働しながら、良好な環境保全への取り組みを進めていきます。

また、平成21年度に「四万十市役所地球温暖化防止実行計画」を策定し、市が事業所として温室効果ガス削減や省エネ対策に率先して取り組み、当初の削減目標の達成に一定の成果をあげています。現在は平成29年度に見直しを行った第3次計画において掲げた目標の達成に向けて、継続した取り組みを進めています。

今後も、ごみの排出量の削減やリサイクル率の向上に努めるとともに、再生可能エネルギーの導入や利用の促進を図り、環境に負荷の少ない循環型社会の構築に向け、取り組んでいく必要があります。

### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
ごみ排出量	家庭系9,061t (H30) 事業系3,326t (H30)	家庭系7,860t 事業系2,460t
リサイクル率	8.8% (H30)	12.0%
市役所温室効果ガス (CO <sub>2</sub> ) の排出量	11,545t (H30)	11,189t
住宅用太陽光発電システム設置補助累積発電能力	1,495kw (H30)	1,994kw
省エネ型街灯補助累積灯数	576灯 (H30)	756灯

### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
環境基本計画	H29	H30～R9
市役所地球温暖化防止実施計画 (第3次)	H29	H30～R4

## 主な施策

施策名	内容
1 3R（※1）運動による資源再利用の仕組みづくり	<p>①ごみの減量化とリサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・マイバック運動によるレジ袋削減や剪定木等のたい肥化によるごみの減量化を推進します。</li> <li>・分別の徹底や家庭ごみ減量チャレンジ事業等を通してリサイクル活動を積極的に促進します。</li> <li>・広報等での周知や、関係機関への協力依頼などにより事業者へのごみ減量及びリサイクル周知を図ります。</li> </ul> <p>②環境マナーの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄をしない、させない運動を徹底するとともに、環境美化に対する住民意識の向上を図ります。</li> </ul>
2 地球温暖化防止への取り組み	<p>①再生可能エネルギーの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電の普及を図るため、公共施設等への導入を推進するとともに、家庭への普及を促進します。</li> <li>・木質系の再生可能エネルギーの導入方法について検討します。</li> </ul> <p>②温室効果ガスの削減対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ対策、節電情報の提供、啓発により、エネルギーの効率的な利用を促進するとともに、低公害・低燃費車の導入促進等、環境対策への積極的な取り組みを推進します。</li> <li>・県との連携を図りながら、地域（高知県）版Jクレジット（※2）事業及び協働の森づくり事業を活用し、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減に努めます。</li> </ul>

※1 3R

リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の略

※2 地域版Jクレジット

省エネルギー設備の導入や森林経営などの取り組みによる、CO<sub>2</sub>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として認証し、企業等のクレジット活用者へ売却（市場での排出権取引）できる制度



## 政策2 安全・安心の確保

### 施策4 災害に強いまちづくりの推進

#### 現況と課題

近い将来の発生が予想されている南海トラフ地震の発生時には、津波による浸水、揺れによる家屋の倒壊などによって、本市は甚大な被害が発生することが想定されています。

これまでに本市は、東日本大震災における教訓、知見を参考としながら、命を守る対策として津波避難タワーや津波避難路、防災コミュニティーセンターを整備するとともに住宅の耐震化などを重点的に行ってきました。

その他、命をつなぐ対策として中山間地域での緊急用ヘリポートやライフライン途絶対策としての耐震性貯水槽や避難所の自家発電施設の整備を行ったほか、情報伝達を迅速確実に行うため防災行政無線の整備を行うなど、ハード面での対策は一定の目途がつかしました。

一方、緊急時における迅速な対応を図るためには、“自分の命は自分で守る”という基本的な認識のもとに、日頃からの訓練や学習を通じて防災・減災に対する意識を高めていくことが大切であるとともに、地域住民の連携による自主防災組織の取組強化など各種ソフト面における対策を充実させていく必要もあります。

また、近年大雨災害が全国的に激甚化、頻発化している状況にあり、3本の一級河川が流れ、多数の土砂災害警戒区域が指定されている本市においては、大雨災害に対する対応も、喫緊の課題となっています。

自然の恵みが多いということは、その反面、自然災害の危険が伴う関係でもあります。大規模自然災害に対して、市民の命を守り、地域や経済社会に致命的な被害を負わず、迅速な復旧復興を可能とするために、「国土強靱化地域計画」の策定により強靱な地域づくりを推進する必要があります。

このため、ハード及びソフト両面から防災・減災対策を強化し、災害に強いまちづくりに一層取り組んでいく必要があります。

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
住宅の耐震化率	69.7% (H30)	81.9%
備蓄食料の確保数	46,000食 (H30)	54,000食 [避難者2日分]
防災士の養成数	191人 (H30)	300人

#### 関 連 計 画

名 称	策 定 年	計 画 期 間
地域防災計画	H27年	—
津波避難計画	H20年	—
災害時医療救護計画	H18年	—
災害廃棄物処理計画	H29年	—
下水道事業BCP	H25年	—
国土強靱化地域計画	R2年	—

## 主な施策

施策名	内容
<p>1 総合的な防災・減災体制の強化</p>	<p>①治山・治水事業の総合的な整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川の氾濫に備え、四万十川無堤地区の解消や相ノ沢川総合内水対策事業をはじめとした内水排除対策、下田港の改修事業など、国・県等の関係機関と連携し、治水対策を促進します。</li> <li>土砂災害等に備え、治山対策や急傾斜地崩壊対策を促進するとともに、がけくずれ対策を推進します。</li> </ul> <p>②ハザードマップの市民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自主防災組織の勉強会等を通して、災害ハザードマップの市民への周知徹底を図ります。</li> </ul> <p>③情報伝達手段の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民に迅速・的確な防災情報が伝えられるよう、情報伝達手段の強化を図ります。</li> </ul> <p>④自主防災組織の活動強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難訓練や消火訓練等を継続的に実施するとともに、防災リーダーとなる防災士の養成に努めます。</li> </ul> <p>⑤市民救助隊の養成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害に備え、住民の力だけで何ができるかを座学と実習を通して学び、住民防災力の向上を図る。</li> </ul> <p>⑥防災教育の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>子どもへの教育とともに、生涯学習や公民館活動を通して市民への防災教育の強化を図ります。</li> </ul> <p>⑦避難行動要支援者の避難支援体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難行動要支援者避難支援個別計画に基づいた支援体制の強化を地域とともに進めます。</li> <li>福祉避難所の確保、避難時、避難場所に必要な設備・資材・医療的ケアなどの準備を進めます。</li> </ul>
<p>2 地震・津波への対応強化</p>	<p>①住宅の耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐震改修や老朽住宅の除却を推進し、倒壊家屋を減少することによる物的、人的被害の軽減に取り組みます。</li> </ul> <p>②避難所機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難所における備蓄の拡充、ライフラインの途絶対策など、避難所の機能強化を推進します。</li> </ul> <p>③孤立化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急用ヘリポートの整備を進め、孤立地域への物資配送、救命救急体制を確保します。</li> </ul> <p>④ライフラインの強靱化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路、橋梁、上下水道などのライフラインの強靱化を推進します。</li> </ul>

## 施策5

# 消防・救急体制の充実

### 現況と課題

市民の関心が高い「安全・安心」への備えは、地震や津波等の大規模な災害のみならず、火災や緊急時の救命活動等、日常的にも求められるものですが、その対応については、質・量ともに大きく変化しており、消防の任務はますます重要性が増しています。

常備消防機関となる幡多中央消防組合との連携がこれまで以上に必要となっており、将来の高速道路延伸に伴う消防組合庁舎移転時には、消防・防災拠点としての機能強化等の検討も必要です。

本市においては、あらゆる災害を想定し、消防水利をはじめ、消防団に係る消防車両、資機材などの充実を図るため、計画的に整備を進めてきています。

しかしながら、地域の防災体制における中核的存在として、住民の安全・安心の確保に貢献してきた消防団は、少子高齢化の進展により、団員の高齢化や若年層の確保が大きな課題となっています。

このような中、今後ますます、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者の増加が見込まれるほか、子どもや障害者など災害弱者（※）へのより一層の配慮を心がけ、非常時の通報、救急・救助について、福祉や教育部門など関係機関と連携していくとともに、救命率向上のため、自主防災組織など、市民へのAEDの使い方をはじめとする応急処置の普及啓発にも、引き続き取り組んでいく必要があります。

#### ※災害弱者

災害時に、迫りくる危険を察知することがむずかしい、あるいは察知しても適切な避難行動をとることが困難な、高齢者、障害者、傷病者、乳幼児・子ども、妊婦、日本語の不自由な外国人、地理不案内な旅行者など

#### ◆目標指標

指 標	現 況	目 標
消防団員数	576人 (H30)	596人
Net119及びメール119（※）の登録者数	3名 (R1)	30名
救急法等講習参加人数（年間）	2,024人 (H30)	2,100人
救命講習受講者数（累計）	5,102人 (H30)	6,200人

#### ※ Net119及びメール119

音声による119番通報が困難な聴覚障害や言語障害のある方が、スマートフォンなどから通報用Webサイトへアクセス（Net119）、または携帯電話から電子メールを利用（メール119）して、火災や救急などの通報を行い、消防車や救急車の要請ができるサービス

## 主な施策

施策名	内容
1 消防体制の強化と防火の推進	<p>①消防装備、資機材の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>複雑多様化する各種災害や、大規模地震などの自然災害に備え、訓練及び消防装備、資機材の充実強化を図ります。</li> </ul> <p>②消防団活動の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域に密着し活動する消防団員の確保を積極的に推進し、機動力の向上に努めます。</li> </ul> <p>③防火対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域での防災訓練や広報等での啓発により、市民に対する防火意識の高揚を図ります。</li> <li>火災から住民の生命・財産を守るため、住宅用火災報知器や住宅用消火器の設置等、住宅防火対策を促進します。</li> </ul>
2 救急・救助体制の充実	<p>①救急業務の高度化と緊急通報の多様化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>幡多中央消防組合と連携し、救急隊員の技術向上及び救急・救助体制の充実を図ることにより、救急業務の高度化と救命率の向上に努めます。</li> <li>また、聴覚・言語等に障害がある方からの通報に対するNet119緊急通報システムや外国人からの通報に対する外国語通報通訳サービスの整備にあわせて、対象者への周知や広報・啓発に努め、緊急時のスムーズな対応につなげます。</li> </ul> <p>②応急処置の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民を対象にした救命講習会への参加や事業所等へのAEDの設置を呼びかけ、救命率の向上に努めます。また、保育所・学校等に対しては、講習会等を定期的の実施するとともに、AEDの耐用年数に応じ機器や消耗品の更新を行います。</li> </ul>

